

## 第2章 平素の備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 第1 情報収集及び連絡体制の整備

会社は、関係機関と連携しつつ、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 第2 通信体制の整備

会社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう自家発電設備の整備や通信手段の多重化等、コンピューターのデータも含めたバックアップ体制の整備に努めるものとする。

なお、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

また、中日本高速道路株式会社防災業務計画第2編第2章第4「災害情報・通信システムの整備」の関連項目を有効に活用するものとする。

#### 第3 非常参集体制及び活動体制の整備

会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係社員等の非常参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員等に周知するものとする。

非常参集を行う関係社員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

また、防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

### 第2節 関係機関との連携

会社は、平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

### 第3節 お客様への情報提供の備え

会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災状況などの情報を、報道機関への発表、会社ホームページ及び道路交通情報提供施設等を活用して、お客様に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

### 第4節 警報の通知体制の整備

会社は、政府対策本部から国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「本省対策本部」という。）を通じ警報が通知された場合において、中部地区支配人、支社、中央研究所、給与厚生事務センター、料金事務センター、東京事務所及びグループ会社（以下「支社等」という。）への通知及びお客様に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

### 第5節 避難・救援に関する備え

## 第1 避難措置指示の通知体制の整備

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ、避難措置の指示が通知された場合において、支社等への通知及びお客様に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

## 第2 避難及び救援に対する支援に関する備え

会社はその管理する施設が都県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第6節 高速道路の安全確保に関する備え

会社は、会社が管理又は建設する道路（以下「高速道路」という。）について、巡回の実施の在り方など「安全確保の留意点」を定めるものとする。「安全確保の留意点」の策定に当たっては、必要に応じ、消防庁、警察庁及び都県警察に助言を求めるものとする。

## 第7節 交通の管理に関する備え

会社は、武力攻撃事態等において、都県警察と連携して、お客様に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

## 第8節 隣接施設災害への備え

会社は、高速道路に隣接する施設で、武力攻撃災害による甚大な被害が予想される原子力施設及び石油コンビナート等（以下「隣接施設等」という。）については、武力攻撃災害に際しての関係機関との連絡方法、連絡体制、現地における対応方策等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

## 第9節 応急の復旧に関する備え

会社は、武力攻撃事態等において、高速道路の応急復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制の整備及び資機材の確保について努めるものとする。

## 第10節 訓練・啓発等の実施

### 第1 訓練の実施

会社は、平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとするとともに、関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

また、関係機関が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

### 第2 社員等への啓発

会社は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、会社の社員等、グループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員などに対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。